

こんなとき	届出・申請に必要なもの等
◎限度額適用・標準負担額適用認定証の申請をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 松茂町国民健康保険資格確認書等（対象者分） ● 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードまたは通知カード） ● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの1点、顔写真のないもの2点）

※ 原則、国保税に滞納がある世帯の方には発行できません。

※ 70歳以上の「一般」と「現役並み所得Ⅲ」の区分に該当する方は、資格確認書のみで限度額までの請求となりますので、証の発行はありません。

※ マイナ保険証をご利用の場合は、マイナンバーカードが限度額適用・標準負担額適用認定書として利用できます。（申請は不要です。）



松茂町マスコットキャラクター-松茂係長